

農村地域防災減災事業岩手 14 期地区(奥州管内) ため池劣化状況評価業務委託特記仕様書

第 1 章 総則

第 1-1 条 (適用範囲)

本仕様書は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第 4 条（防災重点農業用ため池の指定等）の規定に基づき指定した防災重点農業用ため池について、劣化による農業用ため池の決壊を防止するために施工する防災工事の必要性を判断するための評価として、岩手県が発注する「農村地域防災減災事業岩手 14 期地区（奥州管内）ため池劣化状況評価業務委託（以下「業務」という）」の実施について必要な事項を定めるものである。

第 1-2 条 (目的)

本業務は、奥州管内における防災重点農業用ため池の劣化状況評価に関する業務を行うものである。調査及び評価方法については、別添「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き 農林水産省農村振興局整備部防災課令和 3 年 3 月」（以下「手引き」という。）（https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/index.html）に従い実施するものとする。

第 2 章 業務内容

第 2-1 条 (作業内容)

本業務における作業項目及び内容は、次の表のとおりである。なお、作業内容に記載されている個表については、第 1-2 条の手引きを参照のこと。

作業項目	作業内容	作業数量
1 作業準備	貸与資料（ため池台帳等）を基に、調査対象ため池の諸元（堤長、堤高、堤頂幅、法面勾配、貯水量等）を把握するとともに、業務を実施するにあたっての作業方針、スケジュール等の検討を行い、業務計画書を作成する。	堤高 15m 未満 40 箇所
2-1 堤体変状調査 (断面変形率)	【代表断面の決定（現況堤体断面計測位置の決定）】 別紙「劣化状況評価個表 1：堤体の変形に関する変状（②断面変形率）」の変状等の把握（チェックリスト）を行う。 目視により堤頂幅が最も薄くなっている断面を代表断面とする。 【断面の計測】 代表断面において、堤頂幅、基礎地盤高の計測及び法面勾配変状箇所を確認する。併せて堤体断面図の作成等を行う。 【断面変形率の算定】 台帳等の記録から設定した築堤当初の断面と、計測した現況断面から、断面変形率を算定する。なお、複数の断面を計測した場合は、各段面で断面変形率を算定する。 [断面変形率 = (当初堤体断面積 - 現況堤体断面積) / 当初堤体断面積 × 100 (%)] 【劣化状況評価個表作成】	堤高 15m 未満 40 箇所

	<p>断面計測記録、断面変形率をもとに劣化状況进行评估し、「劣化状況評価個表1：堤体の変形に関する変状（①断面変形率）」を作成する。</p>	
2-2 堤体変状調査 (断面変形率以外)	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表2：堤体の変形に関する変状（②断面変形率以外）」の変状等の把握（チェックリスト）を行う。変状等の状況は、「変状部写真（例）」を参考に把握する。併せて堤体変状平面図を作成する。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状等の把握結果をもとに劣化状況进行评估し、「劣化状況評価個表2：堤体の変形に関する変状（②断面変形率以外）」を作成する。</p>	堤高 15m 未満 40 箇所
3 堤体等漏水量 調査	<p>【管理者からの聞き取り】 日常管理を行っている管理者から、漏水又は漏水と考えられる状況について聞き取りを行う。</p> <p>【漏水の把握】 別紙「劣化状況評価個表3：堤体等からの漏水」の局所的な漏水の把握及び全体的な漏水の把握（チェックリスト）を行う。</p> <p>【漏水量の計測】 漏水が確認された場合は流量計測を行う。 なお、計測方法は発注者の承諾を得たうえで行うものとする。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 漏水を把握した結果をもとに劣化状況进行评估し、「劣化状況評価個表3：堤体等からの漏水」を作成する。</p>	堤高 15m 未満 40 箇所
4-1 洪水吐き変状 調査（コンクリート 構造の場合）	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表4-1：洪水吐き（コンクリート構造）の変状」の管理状況の把握及び施設状態評価を行う。施設状態評価は「施設状態評価表（洪水吐き・コンクリート構造）」の評価項目について確認する。 なお、管理状況を把握した際、洪水吐き内に支障物を確認した場合は、直ちに発注者に報告する。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況进行评估し、「劣化状況評価個表4-1：洪水吐きの変状」を作成する。</p>	堤高 15m 未満 10 箇所 (想定概数)

<p>4-2 洪水吐き変状調査（非コンクリート構造の場合）</p>	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表4-2：洪水吐き（非コンクリート構造）の変状」の管理状況の把握及び変状の把握を行う。なお、管理状況を把握した際、洪水吐き内に支障物を確認した場合は、直ちに発注者に報告する。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表4-2：洪水吐き（非コンクリート構造）の変状」を作成する。</p>	<p>堤高 15m 未満 30 箇所 (想定概数)</p>
<p>5 取水放流設備変状調査</p>	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表5：取水放流施設の変状」の施設状態評価及び変状の把握を行う。取水放流施設の材質が、鉄筋コンクリート、金属、合成樹脂等の場合は、「施設状態評価表（斜樋）（取水トンネル）（底樋）（放流設備）」の評価項目について確認するものとするが、対象は当該ため池に設置済の施設とする。 取水放流施設の材質が、木造、石造等の場合は、変状等の把握を行う。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表5：取水放流施設の変状」を作成する。</p>	<p>堤高 15m 未満 40 箇所 (想定概数)</p>
<p>6 貯水池斜面及び地山法面の変状調査</p>	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表6：貯水池の斜面及び法面の変状」の変状の把握等を行う。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表6：貯水池の斜面及び法面の変状」を作成する。</p>	<p>堤高 15m 未満 40 箇所</p>
<p>7-1 ゲート等機械設備の変状調査（健全度指標に基づき評価する場合）</p>	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表7：ゲート等機械設備の変状」の変状の把握（定量的評価による場合）を行う。変状の把握については、「詳細機能診断調査・健全度評価表（ゲート等機械設備）」の評価項目について確認する。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況を評価し、「劣化状況評価個表7：ゲート等機械設備の変状」を作成する。</p>	<p>堤高 15m 未満 5 箇所 (想定概数)</p>

7-2 ゲート等機械設備の変状調査 (管理実態等に基づき評価する場合)	<p>【変状等の把握】 別紙「劣化状況評価個表7：ゲート等機械設備の変状」の変状の把握（管理実態等による場合）を行う。</p> <p>【劣化状況評価個表作成】 変状の把握結果をもとに劣化状況进行评估し、「劣化状況評価個表7：ゲート等機械設備の変状」を作成する。</p>	堤高 15m 未満 10 箇所 (想定概数)
8 劣化状況評価総括表作成	評価した劣化状況について「劣化状況評価総括表」を作成する。	堤高 15m 未満 40 箇所
9 点検とりまとめ	成果資料の点検とりまとめを行い、報告書を作成する。	堤高 15m 未満 40 箇所

第2-2条（業務担当者）

業務担当者は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務担当者を定め、監督職員へ報告するものとする。
- (2) 業務担当者は、監督職員の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理するものとする。

第2-3条（業務計画）

業務計画は次のとおりとする。

- (1) 受注者は契約締結後、業務計画書を作成し、遅滞なく監督職員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度、監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

第2-4条（打合せ）

打合せは次のとおりとする。

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、その内容について受注者が打合せ簿に記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 打合せは、着手前1回、中間1回及び最終1回の計3回とする。

第2-5条（作業の留意点）

調査のための現地立入にあたっては、関係者（市町村、土地改良区及び管理者）に周知の上、作業に着手すること。また、現地での作業は、迅速かつ的確に行うものとし、災害等が発生した際は、作業中止のうえ速やかに待避し監督員に報告し指示を得ること。

本業務における参照資料は、業務期間内の最新版を収集のうえ、業務に反映するものとする。

第3章 成果品

第3-1条（成果品）

受注者は、提出する成果品及び提出部数等は、次のとおりとし、市町村毎に整理する。

区 分	規 格	部 数	備 考
電子納品 CD-R		3 部	関係市町村 1 部 農村整備室 1 部 県庁農村建設課 1 部
製本版報告書 チューブファイル綴り	A4	2 部	関係市町村 1 部 農村整備室 1 部

成果品の提出に際しては、「成果品目録」を提出するものとする。

第 3 - 2 条 (成果の提出先)

成果品の提出先は、次のとおりとする。

岩手県奥州市江刺大通り 7-13 岩手県県南広域振興局農政部農村整備室

第 4 章 契約変更

第 4 - 1 条 (契約変更)

以下に変更が生じた場合、発注者と受注者の協議により、必要に応じて契約変更できるものとする。

- (1) 第 2 - 1 条に示す「作業項目、作業内容及び作業数量」に変更が生じた場合
- (2) 第 2 - 4 条に示す「打合せ」回数に変更が生じた場合
- (3) 第 3 - 1 条に示す「成果品」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間に変更が生じた場合
- (5) その他

第 5 章 定めなき事項

第 5 - 1 条 (定めなき事項)

この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

電子納品特記仕様書〔業務〕

1 適用

本業務は、電子納品の対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

2 電子納品実施区分

本業務における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <p>(○) 本業務は、電子納品を「義務」として実施する。</p> <p>() 本業務は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。</p> |
|--|

※いずれかに「○」を記入すること

3 電子納品対象書類

〔土木、農業農村整備、治山林道、水産、企業局関係〕

本業務において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、下表のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
REPORT	報告書		○	
DRAWING	図面		○	
PHOTO	写真		○	

※ 作成者欄の「○」は義務を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

4 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）を提出すること。

5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔業務〕

令和 年 月 日

様

受注者

住 所

氏 名

管理技術者氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

業務名				AGRIS 登録番号	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	ISO9660 (レベル1)	部		令和 年 月	

[備考]

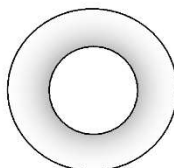
- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日
- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1/○：__
 - ・2/○：__
- CD-R への表記例

業務(工事)番号:○○○○○○○○ 枚数/全枚数

業務(工事)名称: 令和○○年度 ○○○○○業務(工事)

令和○年○月

発注者署名欄



受注者署名欄

発注者: 岩手県南広域振興局農政部農村整備室
受注者: ○○○○○○○○

ウイルス対策ソフト名:○○○○
ウイルス定義:○○○○年○月○日版
チェック年月日:○○年○月○日
フォーマット形式:ISO9660(レベル1)

(農林水産部所管) 情報セキュリティに関する特記仕様書

第1条 受注者は、契約書第1条第5項（この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。）に基づき、情報漏洩等の防止に努めなければならない。

第2条 受注者は、岩手県情報セキュリティポリシー（平成14年3月制定）に定める、県が所掌する情報資産（ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全ての電子データ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての電子データをいう。）に関する業務に携わる者として、情報セキュリティの重要性の認識を持ち業務の遂行に当たらなければならない。

第3条 受注者は、情報資産を保護するため以下の措置を講じなければならない。

- 1 データ等の外部への漏洩、滅失、き損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な物理的な措置
- 2 情報セキュリティに関する権限や管理者等を定め、社員及び下請負者等に周知徹底するなど十分な教育及び啓発をするための人的な措置
- 3 情報資産を外部からの不正なアクセス等から適切に保護するため、アクセス制御、ネットワーク管理及びコンピュータウイルス等への技術的な措置

第4条 受注者は、データ等の取扱いについては善良なる管理者の注意義務をもって適正な管理に当たるとともに、以下の内容を遵守しなければならない。

- 1 データ等をむやみに複写し、又は複製してはならない。
- 2 データ等の取扱いに関しては、契約期間満了後においても同様とする。

第5条 受注者は、第3条の措置を講ずるに当たって、具体的な内容を「情報セキュリティ対策」として、業務計画書に記載するものとする。

第6条 受注者は、個人情報に関する業務内容の授受に当たっては、原則、記録媒体によるものとする。

止むを得ない場合にはメール等によることができるが、事前に監督職員に連絡し、授受後は速やかに他の記録媒体に保存するなどし、パソコン本体からは削除すること。

【定義】

情報セキュリティ：情報資産の機密の保持及び正確性、完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

情報資産：ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全ての電子データ並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての電子データをいう。

情報システム：電子計算機（ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され処理を行なう仕組みをいう。

ネットワーク：組織を相互に接続するための通信網およびその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行なう仕組みをいう。

業務計画書の情報セキュリティに関する内容のチェックリスト

記 載 内 容	チェック
<p>1 情報の分類 情報が「社内限り」、「取扱注意」、「複写禁止」及び「個人情報」等に該当するのかわかりか にしているか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2 物理的対策を明記しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報システム施設への不正な立入り、データへの損傷・妨害等から保護する対策 ※ 施錠等による盗難防止 • 利用者ID、パスワードの設定 • 廃棄パソコン及び記録媒体の処理方法 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>3 人的対策（管理体制及び権限等）を明記しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報セキュリティ管理者（連絡体制、教育、訓練、助言、指示等の権限） • 情報システム管理者（システム開発、設定、運用、監視等の権限） ※ ウイルスチェック、定期保守及び障害保守の記録 • ネットワーク管理者（ネットワークの開発、設定、運用、監視等の権限） ※ ウイルス情報の注意喚起、情報収集、ウイルスチェック • データ流出及び紛失した場合の報告 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>4 技術的対策を明記しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 業務目的外での情報システム（ネットワーク、ハード、ソフト）へのアクセス及びメ ールの使用禁止 • 業務目的以外でウェブページの閲覧禁止 • 無許可ソフトウェアの導入禁止（例：Winny、Share） 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
<p>5 ウイルスチェック対策を明記しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ソフトウェア導入の場合は、ウイルスチェックを行なう。 • インストールした全ソフトウェアの構成情報を保存する。 • 必要のないプログラムは削除する。 • 最新ワクチンによる定期的なウイルス検査及び検査結果を記録する。 外部より入手したデータ及び共有する記録媒体は、ウイルスチェック後に利用する。 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>